

## 参議院総務委員会での高市総務相答弁に関するコメント

平成29年3月22日の参議院総務委員会で、民進党の那谷屋正義議員と江崎孝議員が、高市総務相の税還付問題について追及した(那谷屋議員の質疑議事録は資料1、江崎議員のそれは資料2)。告発人志岐武彦および黒藪哲哉はこの委員会を傍聴し、以下の高市総務相の答弁についてのコメントを作成した。

### 1 高市早苗議員は、“(自分の税還付は)違法ではない”と答弁しているが、実は違法である ＜関連する高市議員の答弁＞

「そのような寄附が所得税の特例措置を受けられるかどうかというのは国税当局の御判断だと思っております。私は、税理士が精査をして、国税当局が適切に判断された上で寄附金控除を受けているものと理解しております。」(資料1の①)

「まずは、私の税理士が私が送った領収書その他の資料の中から還付申請すべきもの、また経費として認められるものを選別して申告をしてください。その上で、最終的には国税当局の判断によって、当該寄附が適切に判断された上で寄附金控除を受けているものと理解しております。あくまでも法的に違法性はないということでございます。」(資料1の②)

「私の場合は領収書をもうまとめて税理士に送ります。それをまた税理士さんが判断された上で、税務署がまたこれを、国税当局が適切に判断をされるものでございます。」(資料2の③)

### 1) 法律家も、租税特別措置法 41 条の 18 第 1 項に「寄付者に特別な利益が及ぶと認めるものを除く」の条文を見逃している

3月22日 MBS VOICE という番組で、岩井奉信・日大教授が「法的には規制がない。今の制度の枠組みでは違法でない」と解説している(動画参照)。この解説は事実を語っていない。租税特別措置法 41 条の 18 第 1 項に「その寄付者に特別な利益が及ぶと認めるものを除く」とあり、高市議員の税還付はこの条文に該当するからである。

### 2) 高市議員の税還付が、租税特別措置法 41 条の 18 第 1 項に「寄付者に特別な利益が及ぶと認めるものを除く」に該当する根拠

「特別な利益」をどのように解釈するかについては、法律等において何ら明らかにされていないが、立法の趣旨からすれば、団体から、一般寄付者以上の特別な利益(寄付による見返り)が得られる立場にある寄付者の税還付を防止するためであると解される。

高市議員は支部の代表だから支部の資金を自由に使えるので、まさにその立場にあったと考えられるが、以下の事実からも、「特別な利益」があったと解される。

- ① 高市議員は、支部に1000万円を寄付する直前に、支部から1220万円を自己の元  
に移動させていること(高市議員は支部から1220万円もの特別な利益を得ている)
- ② 高市議員が代表を務める団体の収支報告書を見ると、高市議員は支部の資金を  
専ら自己の政治活動のために使用していること

### 3) 国税庁は、違法かどうかの判断を税務署に任せている

志岐が、国税庁税務相談室に支部の収支報告書等を送り、電話で問合せたところ、同室の浅浦氏は「国税庁は個人の課税について違法かどうかの判断や調査を行わない。所轄の税務署がすべてを判断する」と回答した。

同総務委員会で、那谷屋議員が国税庁川嶋真課長に、「今の場合には、要するに、還付は受けられないということなんだと、控除は認められないと、こういうことですよ。今、特別な利益がこの高市大臣の場合に当たるのか当たらないのかということについてはなかなかコメント難しいかと思いますが、一般的に見てどんなふうにお考えでしょうか。」(資料1の④)と質問対し、

同課長は、「まず、個別にわたる事柄についての当局の考え方ということについてはお答えを差し控えさせていただきたいと思いますが、その上で一般的に当局の立場を申し上げますと、国税当局といたしましては、個々の事実関係に基づきまして法令等に照らして適正公平な課税の実現に努めているところでございまして、今後とも努めてまいるといことかと考えております。」(資料1の⑤)

つまり、国税庁は、「個別案件については判断しない」と答えているのである。

### 4) 奈良税務署および新潟税務署も、違法かどうかの判断せず、自動的に還付金を交付している

奈良税務署(高市議員の居住地)および新潟税務署(森裕子議員の居住地)に問合せたところ、それぞれの担当者(個人課税第1部門)は「“寄付したものに特別な利益が及ぶと認められるものを除く”という条文があることは知っているが、違反かどうかを判断する情報がないので、寄附金(税額)控除のための書類と寄付金領収書が提出されれば還付金を交付する」と回答した。

## 2. 高市総務相の1000万円寄付の説明は全く納得ができない

〈高市総務相の1000万円寄付の説明〉

「事実、現実的に、この平成二十四年、大変支部の財政も厳しい状況でございました。政党から頂戴した公認料につきましては、選挙費用で全額使いました上に、それを超えて実は支出をいたしております。それから、私自身も相当この時期は経済的に厳しい時期でもありました。これは家族の病気の治療代も多額に上っておりますし、大変厳しい中ではあったけれども、支部のお金がほぼ底をついたという連絡がありましたので、本当にもうお金をかき集めて、もう自分なりにできる精いっぱいのお金を支部に入れたということでございます。これが一千万円、御指摘の一千万円でございます」(資料1の⑥)

「私から政党支部への寄附でございますけれども、この時期はもう選挙も終わっております。基本的に、十二月でございますから、支部の職員に対するボーナスなども払ってしまい、もう全く支部を運営するお金がなくなったということで、当時相当苦労し、困ったのを私覚えていますけれども、とにかく普通口座、自分の口座のある銀行を回って、苦労

して、それを支部に対して寄附をしたということが事実でございます」(資料2の⑦)

- 1) “選挙費用で使いきって支部のお金がほぼ底をついたから、1000万円を支部に入れた”と言っているが、これは真実(実質)の寄付でない証拠

支部の資金が底をついた状態だったかも疑わしいが、本当に資金が底をついた状態だったとしても、資金が減ったのは自己の選挙のため支部から1220万円を引き出したからである。もし高市議員が支部から1220万円を引き出していなかったら、高市議員は支部に1000万円をつぎ込む必要はなかったといえる。言い換えると、寄付と称している1000万円は、自己が1220万円を引き出したため減った資金の穴埋めである。穴埋めのための資金投入を真実(実質)の寄付ということとはできない。実質の寄付でない限り、還付金は請求できないのはいうまでもないことである。

- 2) 収支報告書上、“12月には全く支部を運営するお金がなくなった”状況になっていない

平成24年支部収支報告書を見ると、平成24年の支部繰越金は11,985,525円であり、平成24年12月末現在、寄付した1000万円を上回る資金が残っていたことを示している。12月に高市議員の寄付入金ゼロであったとしても、資金はショートしていない。1000万円もお金をかき集めて投入する必要はなかったのである。「12月には全く支部を運営するお金がなくなった」は事実ではない。税還付を狙った一時的な資金移動をごまかすための虚偽答弁である。

また、12月に職員のボーナスなども払ってしまい、支部のお金がなくなってしまったと言っているが、この説明も納得できない。支部の職員は高市事務所の職員も兼ねているから、ボーナスや給与等は高市事務所の方から支払われたはずである。実際、12月に支部の運営資金がなくなるほどの多額ボーナスや給与が支払われたかどうかだが、支部の収支報告書を見ると、支部の年間総人件費が11,628,147円であり、多額な給与やボーナスが払われた形跡がない(収支報告書上には、人件費の内訳は計上しなくてもよいことになっている)。また、職員に給与・ボーナスを払われていたら、収支報告書に源泉所得税が計上されるはずであるが、その計上もない。

以上

(上記の内容は、平成29年7月23日付「情報提供書」として奈良地方検察庁に提出している)